

平成30年6月26日

株 主 各 位

徳島市西船場町二丁目24番地の1  
株 式 会 社 **阿波銀行**  
取締役頭取 長 岡 奨

## 第206期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当行第206期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項**
1. 第206期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
  2. 第206期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。  
(期末配当金は、1株につき4円50銭)

**第2号議案** 株式併合の件

本件は、平成30年10月1日を効力発生日として、当行株式の売買単位を1,000株から100株に変更することと併せて、普通株式について5株を1株の割合で併合すること、発行可能株式総数100,000,000株とすることに承認可決されました。

### 第3号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。主な変更の内容は次のとおりであります。

監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行いました。また、取締役への権限委譲に関する規定の新設、業務執行を行わない取締役との間での責任限定契約の締結を可能とするための責任限定契約に関する規定の変更、監査役の責任免除に関する経過措置の新設を行いました。さらに、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる規定の新設、併合比率に応じた発行可能株式総数の変更、単元株式数の1,000株から100株への変更ならびに各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行いました。

### 第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本件は、岡田好史、長岡 奨、大西康生、福永丈久、三好敏之、大和史郎、三浦淳典の7氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

### 第5号議案

監査等委員である取締役7名選任の件

本件は、海出隆夫、小松康宏、園木 宏、米林 彰、荒木光二郎、藤井宏史、野田聖子の7氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、園木 宏、米林 彰、荒木光二郎、藤井宏史、野田聖子の5氏は、社外取締役であります。

### 第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

本件は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額350百万円以内とすることに承認可決されました。

### 第7号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

本件は、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすることに承認可決されました。

### 第8号議案

退任取締役に対する弔慰金贈呈ならびに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、平成29年12月5日逝去された退任取締役故鎌田稔弘氏、平成29年12月16日逝去された退任取締役故浅岡建三氏に対し弔慰金を、また、退任監査役西野武明氏に対し退職慰労金を、それぞれ当行における一定の基準による相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については、監査等委員である取締役の協議に一任することに承認可決されました。

## 第9号議案

取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本件は、平成30年5月11日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止することを決議したことに伴い、今回退任する監査役を除いた、現在在任しており、監査等委員会設置会社移行前に取締役であった岡田好史、長岡 奨、大西康生、福永丈久、三好敏之、園木 宏の6氏および監査役であった海出隆夫、小松康宏、米林 彰、荒木光二郎の4氏に対し、就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当行の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈すること、贈呈の時期は各氏の退任する時とし、その具体的な金額および方法等は、取締役については取締役会に、監査役については、監査等委員である取締役の協議に一任することに承認可決されました。

## 第10号議案

取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

本件は、当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員を対象に、当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度の導入することに承認可決されました。

以 上

取締役の新体制は次のとおりでございます。

取 締 役 会 長		岡 田 好 史
取 締 役 頭 取	(代表取締役)	長 岡 奨
取 締 役 副 頭 取	(代表取締役)	大 西 康 生
常 務 取 締 役		福 永 丈 久
常 務 取 締 役		三 好 敏 之
取締役常務執行役員		大 和 史 郎
取締役常務執行役員		三 浦 淳 典
取締役監査等委員	(常勤)	海 出 隆 夫
取締役監査等委員	(常勤)	小 松 康 宏
取締役監査等委員	(社外)	園 木 宏
取締役監査等委員	(社外)	米 林 彰
取締役監査等委員	(社外)	荒 木 光 二 郎
取締役監査等委員	(社外)	藤 井 宏 史
取締役監査等委員	(社外)	野 田 聖 子

## 期末配当金のお支払いについて

1. 当期末配当金は、既に配当金振込先をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込み先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。
2. 配当金受取方法のご指定のない方は、同封の「期末配当金領収証」によりお受け取りください。
3. 同封いたしております「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の、配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用ください。

## 株式併合に伴う当行株式のお取扱いについて

当行は、本定時株主総会において、平成30年10月1日をもって普通株式5株を1株に併合することおよび単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。つきましては、当行株式のお取扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合および単元株式数の変更に伴う株主さまによる特段のお手続きの必要はございません。

1. 株式併合後のご所有株式数および議決権  
株主さまの株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の当行株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨ていたします。）となります。また、議決権は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。株主さまが証券会社等に開設されている口座に記録されている当行株式数は、平成30年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。株式併合を実施しても、その前後で当行の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主さまのご所有の当行株式の資産価値が変わることはありません。なお、効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主さまは、株式併合により所有する株式がなくなるため、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または下記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。
2. 1株に満たない端数が生じる場合の処分代金のお支払い  
株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主さまに対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。その他本件に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
日本証券代行株式会社 代理人部  
電話 0120-707-843（フリーダイヤル）

3. 株主優待について  
単元株式数の変更および株式併合に伴い、平成31年3月31日時点の株主さまに対する特典については、一部変更を予定しております。